明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○航路標識に関する件（海上保安庁）　一～八
〔公　告〕
諸事項　四～五
官庁
押収物還付関係　六
裁判所
破産、免責、再生関係　六
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認関係　六
地方公共団体
行旅死亡人関係　六
会社その他
会社決算公告　六～七

告　示

○海上保安庁告示第一号

航路標識の位置その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年一月五日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　秋田北防波堤灯台
位置
所在地　秋田県秋田船川港秋田区（北防波堤外端）
北緯　三九―四六―一一
東経　一四〇―〇一―四三
変更した事項
位置
所在地　秋田県秋田船川港秋田区（北防波堤外端）
北緯　三九―四六―〇九
東経　一四〇―〇一―四〇
高さ　地上から構造物の頂部まで八・七メートル　平均水面上から灯火まで一〇メートル
変更年月日　平成二十一年十一月十一日

名称　高知港口防波堤灯台
位置
所在地　高知県高知港（港口防波堤外端）
北緯　三三―三〇―〇四
東経　一三三―三四―五九
変更した事項
光度　一一〇カンデラ
高さ　地上から構造物の頂部まで一一メートル　平均水面上から灯火まで一七メートル
変更年月日　平成二十一年十一月十一日

名称　東播磨港別府東防波堤灯台
位置
所在地　兵庫県東播磨港（別府東防波堤外端）
北緯　三四―四一―五〇
東経　一三四―五〇―一二
変更した事項
灯質　単閃赤光　毎三秒に一閃光
光度　実効光度三九〇カンデラ
光達距離　七・五海里
変更年月日　平成二十一年十一月十一日

名称　東播磨港別府西防波堤灯台
位置
所在地　兵庫県東播磨港（別府西防波堤外端）
北緯　三四―四一―五四
東経　一三四―四九―五四
変更した事項
灯質　単閃緑光　毎三秒に一閃光
光度　実効光度三九〇カンデラ
光達距離　七・五海里
変更年月日　平成二十一年十一月十一日

名称　串本トウジロ鼻西方照射灯
位置
所在地　和歌山県東牟婁郡串本町（串本トウジロ鼻灯台）
北緯　三三―二七―四九
東経　一三五―四七―五一
変更した事項
光度　五三、〇〇〇カンデラ
変更年月日　平成二十一年十一月十一日

○海上保安庁告示第二号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年一月五日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　伊豆網代灯台
位置
所在地　静岡県熱海市（網代）
北緯　三五―〇二―四三
東経　一三九―〇五―五九
廃止年月日　平成二十一年十一月十二日

○海上保安庁告示第三号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年一月五日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　声問港北防波堤灯台
位置
所在地　北海道稚内市（声問港北防波堤外端）
北緯　四五―二四―四三
東経　一四一―四五―二〇
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで四・九メートル　平均水面上から灯火まで七・七メートル
変更年月日　平成二十一年十一月十二日

名称　陸中船越港東第一防波堤灯台
位置
所在地　岩手県下閉伊郡山田町（船越港東第一防波堤外端）
北緯　三九―二五―〇七
東経　一四一―五八―五五
変更した事項
光度　閃光実効光度二五カンデラ　不動光二カンデラ
光達距離　閃光三・五海里　不動光一・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで八・二メートル　平均水面上から灯火まで一一メートル
変更年月日　平成二十一年十一月十二日

名称　大槌港南防波堤灯台
位置
所在地　岩手県大槌港（南防波堤外端）
北緯　三九―二一―〇七
東経　一四一―五五―二三
変更した事項
光度　実効光度二五カンデラ
光達距離　三・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで五・四メートル　平均水面上から灯火まで七・五メートル
変更年月日　平成二十一年十一月十二日
記事　一時撤去中のところ光度等変更のうえ復旧

名称　福山港鞆一文字防波堤東灯台
位置
所在地　広島県福山港（鞆一文字防波堤東端）
北緯　三四―二二―四四
東経　一三三―二二―五七
変更した事項
光度　実効光度二五カンデラ
光達距離　三・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで八・八メートル　平均水面上から灯火まで一二メートル
変更年月日　平成二十一年十一月十二日